

総務委員会会議録

令和3年3月18日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 11:56

【 案 件 】

1. 議案第51号 専決処分の承認(令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第14号))
2. 議案第50号 令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第15号)
3. 議案第21号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第22号 飯塚市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例
5. 議案第23号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
6. 議案第24号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例
7. 議案第25号 飯塚市企業版ふるさと応援基金条例

【 報告事項 】

1. 飯塚市地域情報化計画中期個別施策について (情報政策課)
2. 電子入札における電子くじの実施方法について (契約課)
3. 福岡市地下鉄福岡空港駅・JR九州長者原駅接続促進期成会の発足について (総合政策課)
4. 入会権確認等請求事件について (財産活用課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第51号 専決処分の承認(令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第14号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第51号 専決処分の承認」について、ご説明いたします。

専決第5号「令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第14号)」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めます。

「令和3年2月26日専決」と表示しております「補正予算資料」の3ページをお願いいたします。

表の下に記載しておりますように、福岡県知事辞職に伴う4月11日執行の福岡県知事選挙の関連経費を補正するもので、一般会計の既定の予算総額に5304万8千円を追加して949億1942万7千円にしようとするものでございます。

4ページの「補正予算の概要書」をお願いいたします。まず、歳入でございますが、県支出金の県知事選挙執行費委託金につきましては、歳出予算に計上しております経費と同額の5304万8千円を計上するものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費目、県知事及び県議会議員選挙費では、令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙に関する経費を計上するもので、総額で5304万8千円を計上するものでございます。

繰越明許費につきましては、県知事選挙に関する経費は、令和2年度および令和3年度にまたがって執行する必要がございますことから追加するものでございます。

5ページ以降に、今回の補正までの歳入・歳出予算額の推移表を添付いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

歳出について何点かお聞きしますが、今度、県知事選挙で5304万8千円の予算を組まれています。その明細の中に管理者報酬とか立会人報酬等々がございますけども、この報酬額の算定は何人で幾らと。もしくは時間当たり幾らとか、そういう明細はわかります。わかれば、ちょっと教えていただけませんか。

○選挙管理委員会事務局長

今、御質問いただきました管理者報酬でございますけども、投票場が45投票場ございまして、それと期日前投票場が5投票場でありますので、まず当日45投票場に1名ずつ、それと5投票場に、16日間ございますので、管理者が延べ人数で大体127名ということで積算しております。立会人の報酬につきましては、同じく45投票所に2名を配置いたします。これは当日でございます。期日前投票場5投票場に16日間、延べ人数が214名と積算しております。

○小幡委員

今説明のありました人数で金額を割れば、1人当たりが幾らと、それでいいんですかね。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

採決いたします。「議案第51号 専決処分の承認（令和2年度 飯塚市一般会計補正予算（第14号）」については、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第50号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算（第15号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第50号 令和2年度飯塚市一般会計補正予算（第15号）」について、ご説明いたします。

「令和2年度補正予算資料」の3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますように、主に国の補正予算の関連事業にかかる経費と今後見込まれる所要額を補正するもので、一般会計の既定の予算総額に2億6143万5千円を追加して951億8086万2千円にしようとするものでございます。

4ページの「補正予算概要書」をお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金・県支出金につきましては、歳出予算に計上いたしております対象事業に係る財源を補正するものでございます。このうち、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、5億3744万5千円を追加するものでございます。なお、令和3年度当初予算に当該交付金を2億円計上いたしております。

繰入金では、今回の補正による財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金を7億5731万4千円減額するものでございます。

市債につきましては、歳出予算に計上いたしております対象事業に係る財源を補正するものでございます。このうち、減収補てん債につきましては、令和2年度の普通交付税の算定時と比較し、決算見込額が減少する税目について補てんする起債制度でございまして、2億

3720万円を計上するものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費、地域振興費、公共交通対策事業費では、小竹天道線及び碓井大分坑線にかかるバス路線維持負担金につきまして、負担額が確定いたしましたので、補正するものでございます。

衛生費、予防費、職員給与費では、条例案を提出いたしておりますが、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当5万8千円を計上するものでございます。

5ページをお願いいたします。農林水産業費、農業土木費、農村環境整備事業費では、鯉田上古川ポンプ改良工事設計委託料につきまして、令和2年度での執行が困難となりましたので全額減額するもので、令和3年度に再度予算計上することといたしております。

土木費、道路橋りょう維持費の道路橋りょう補修事業費2億1650万円、公園費の公園施設長寿命化事業費3010万円につきましては、国の補正予算に伴い前倒しして実施することといたしましたので計上するものでございます。

繰越明許費の補正では、高齢者等新型コロナウイルス感染症検査助成事業につきまして、令和3年度におきましても継続して事業を実施できるよう設定し、IT導入等応援補助金から公園施設長寿命化事業各所改修工事の5件につきましては、年度内の事業完了が見込めないため追加し、筑穂保育所整備事業につきましては、支出状況を勘案いたしまして、繰越額の変更をするものでございます。

債務負担行為の補正では、予約乗合タクシー運行业務委託料及びコミュニティバス運行业務委託料につきまして、期間を変更するものでございます。

6ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および市債、基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○小幡委員

5ページの農業土木費、これはポンプ場の改良設計委託が入札不調になったということですね。それで、設計委託料1千万円が減額されていますけど、不調になった原因を説明できますか。

○農業土木課長

入札の不調につきましては、委託業者のほうの体制が整わないというのが主な理由で辞退をされております。

○小幡委員

これは委託業者ということは、継続してポンプを管理しているところに委託するという設計、入札なんですか。

○農業土木課長

入札につきましては一般の競争入札というところで、契約課のほうで、順番に選ばれて、それで入札をするということです。

○小幡委員

設計事務所の準備が間に合わなかったということで不調になったんですか。入札自体が不調なわけではないんでしょう。

○農業土木課長

設計自体は出水期、要は田植えの時期が終わって、ポンプ関係の発注を10月頃、大体発注します。その頃に出しましたけれども、業者のほうがちっと社内の体制が整わないというのが主な理由でございました。

○小幡委員

もう1度確認しますね。設計はでき上がっていたと。業者のほうが準備できないというのは、入札は複数の業者を呼ぶんでしょう。複数の業者全員が準備できていなかったということ。もしくは何者入札の予定だったんですか。

○農業土木課長

1回につき10者ほどの業者に応募をかけた上で、その中でしまして、ちょっと社内の体制が整わないというのが主な理由で辞退をされております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：11

再 開 10：13

委員会を再開いたします。

○契約課長

本案件につきましては、13者の指名競争入札となっておりますけれども、全者辞退となり不調となったものでございます。内容につきましては、社内の体制がとれない、また技術者の配置が困難である、またその対応が困難なためというのが主な理由で、全者辞退となっております。

○小幡委員

通常的设计ができました。予算を組んで入札をかけたわけですよ。13者が、今言ったようなことで、13者全員が辞退でしょう、不調になったということですよ。2回目の入札はしなかったということですか。

○農業土木課長

入札は2回目も行っております。

○小幡委員

13者辞退したんでしょう。2回目は同日、別の日、同じ業者を呼んだの。結果的にどうなったんですか。2回で終わったの。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：14

再 開 10：30

委員会を再開いたします。

○契約課長

失礼いたしました。先ほど答弁いたしました内容に、業者数に誤りがありましたので、訂正も含めまして御説明をさせていただきます。この鯉田上古川ポンプ改良工事設計委託につきましては、まず1回目を令和2年11月4日に入札を予定しておりました。このときの指名業者数が11者でございます。先ほど申し上げましたとおり辞退になりましたので、2回目を令和2年11月25日に、10者指名により入札執行を予定しておりましたけれども、辞退となりましたので、これについても不落になっております。それから3回目の入札を令和2年12月22日に予定しておりました。これについても10者でございます。これについても先ほど申しましたとおり、辞退となりましたので、3回不落になったというような経緯でございます。

○小幡委員

今説明を受けましたけど、これは市外業者ですか。

○契約課長

3回実施しておりますけれども、1回目のときは準市内業者が1者おりましたので、11者

となっております、それ以外は全て市外業者となっております。

○小幡委員

1回目から3回目までやりました。1回目に11者が辞退された。2回目以降は、辞退されたメンバーを外した別のメンバーで実施されたんですか。

○契約課長

コンサル業者の指名登録業者は多いものですから、辞退されますとその次の順番からということで選考させていただいておるところでございます。

○小幡委員

選考基準はそれで正しいと思うんです。本市は一般競争の場合でも、仮に辞退されても、また再度、市内業者の場合は呼んだりするので、この総務委員会でも、入札制度でかなりけんけんごうごうやっていますが、こういった準市外業者も含めて、不調になる理由自体が、ともあれ令和3年度にもう1度予算計上して再入札を行うということですが、結局、本市執行部がこの辞退内容を、辞退の理由を認めたということなんですよ。本当に認めていい理由なのかどうかは検討されたんでしょうけど。今後になりますけど、やはりこういった辞退理由については、いろいろあると思うんですけど、やはりペナルティー的なものも考えないと、執行部側が認めたら、イコール辞退してもいいんだという風潮が流れますと、今後の入札制度に大変、何と言いますかね、ちょっと話は変わるけど、業者は呼ばれた、予算が合わない、もしくは別の事情があれば、嘘の理由をつけても辞退しようということが、蔓延化すると言うかね、そういうふうにならないように今後ちょっと検討していただきたいんですけど、そういった考えがあるのかどうかだけでも、お答えいただけます。

○契約課長

これまでの総務委員会の中でも、そういった御指摘をいただいております。それぞれの言葉が適切かどうかわかりませんが、その都度、その工事、こういったコンサルについても、それぞれケースバイケースはあろうとは思っております。いつもそういった辞退によるペナルティーということで御指摘をいただいておりますけれども、なかなかその辞退の本当の理由と言いますか、そこら辺りを調査するというのは、なかなか困難ではあります。ただ、これにつきましては、今後とも、常に御指摘いただいておりますので、私どもの課題として検討を重ねてまいりたいと考えております。

○小幡委員

しつこいようだけど、3回も入札するということは、うちの職員さんがかなりの時間と労力を費やしているんですね。業者は辞退しますで済むけど、その点しっかりと、今後の入札に関しては、契約課のほうでペナルティーも含めて検討をお願いしたいという要望で終わっておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

採決いたします。「議案第50号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算 (第15号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

先ほどの「議案第51号」の答弁について訂正したい旨の申し出がっておりますので、これをお受けいたします。

○選挙管理委員会事務局長

申し訳ございません。先ほど答弁させていただきました投票管理者の人数、投票立会人の人数でございますけども、投票管理者につきましては先ほど127名と答弁しておりましたけども、正しくは128名でございます。また、立会人につきましても、214名と申ししておりますけども、正しくは264名の誤りでございます。大変申し訳ございません。訂正させていただきます。

○委員長

小幡議員、よろしいでしょうか。

次に、「議案第21号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財産活用課長

「議案第21号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。

議案書の7ページをお願いします。今回、設置しようとする附属機関は、飯塚市学校跡地・跡施設売却に係る事業者選定委員会でございます。

これまで公共施設の跡地・跡施設につきましては、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画」に基づき有効活用及び売却等を進めております。そのうち小中一貫校整備にあたり起債等を活用した学校施設につきましては、売却等により公共施設としての機能を廃止する必要がありますが、学校は地域における知の拠点として、シンボリック施設であったことから、地域住民の当該地を含めた周辺地域の活性化に対する期待は大きいと考えられること。また、学校跡地は面積が過大であるため、活用方法によっては、まちの持つ機能やイメージを大きく変える可能性もあり、まちづくりの観点から、土地利用に際して一定の利用条件等を設ける必要があると考えられること。以上のような理由から、さまざまな利活用に対する具体的提案を受けた中から、地域において最もふさわしい活用方法を示す事業者に売却するため、公募型プロポーザル方式による売却を実施することとし、その選定に当たっては、有識者や地域住民等からなる委員会を設置し、審査選定しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、提出議案の補足説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

流れの説明をしていただきたいんですけど、趣旨はわかるんですけど、仮に何々小学校跡地がありますよね。それを売却しようとした場合に、それを購入したいところが提案してくるわけですね。プロポーザルが、何件か上がってきましたよと、それを選定する委員会でしょう。まず、その選定する委員会のメンバー構成は、もう決めてありますか。

○財産活用課長

委員構成といたしましては、売却する学校跡地が存在する地域の方や、都市計画、まちづくりなどに精通した学識経験者、市職員などで構成したいと考えております。

○小幡委員

内容はわかりましたけど、人数的にはどれぐらいを想定されていますか。

○財産活用課長

選定委員の人数につきましては、一応7人程度を予定しております。

○小幡委員

今言われたようなメンバー7人で、プロポーザルの提案が上がってきます。それを選定します。その機関で、ここが1番いいだろうと決める基準に当たってね、その査定基準の仕様書的なものとかいうのは、もうつくられているんですか。

○財産活用課長

現在のところは、まだ策定しておりません。

○小幡委員

策定されるんでしょうけども、1番いい提案を選定するんでしょうけども、俗に言えば何にするかの提案でしようけど、やはり地域にとって納得いくような建物、もしくは使い道ですね、それとか金額もかかりますよね。金額は民間から入られた人たちで、査定というのはできるのでしょうか。その点はどのように考えておられます。

○財産活用課長

金額につきましては、不動産鑑定等を行いまして設定をしたいと考えております。

○小幡委員

この辺は専門家が一応査定をしておくという案件で協議していくんですね。今から仕様書を検討される中で、特に用途地域に関わるんですけども、結局、その用途に応じた、プロポーザルですから、提案をしてくると思うんですけどね。本市としては、条件をつける、これとこれは駄目だよというような条件もつけて、こういう提案をする考えはございますか。

○財産活用課長

現在のところ、そういうところまで、詳しい具体的な内容に入っていないので、そういうのも検討していきたいと考えております。

○小幡委員

まだ仕様書ができていないということで、その点も含めながら、仕様書を1回つくってください。この協議会を設置するのはいいことだと思いますので、できればその仕様書、こういったチェックポイントができるんだよというような仕様書は、将来的には公開できますか。

○財産活用課長

はい、公開したいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

採決いたします。「議案第21号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第22号 飯塚市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第22号 飯塚市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明を行います。

議案書の9ページをお願いします。現在、新型コロナウイルス感染症が収束した後の、いわゆるポストコロナの時代を見据えた早急な課題解決が求められております。

本条例は、スピード感のある行政運営を行うため、副市長の定数を「1人」から「2人以内」に改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第22号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○松延委員

この副市長の定数につきまして、2人以内に改めるということでございますけども、福岡県

内を調べてみますと、政令都市であります福岡市、北九州市、久留米市と、そしてあと私が調べる範囲内では大牟田市ということで定められております。そこで、以前、代表者会議で、市長のほうから、合併して組織機構改革を常にやってきたということで、行政に対するいろんな要望等々が、機密で重要化しておるといことが一つ。それとあと、今課長のほうの補足説明ありましたように、新型コロナ感染対策等々、それによるものが、非常に仕事が複雑、多寡になっているということでございますけれども、私はこの2人以内、久留米市も飯塚市より人口は多いです。大牟田市は人口が少ないんですけど、2人ということでございますけど、2人以内というよりも、2人ということで、堂々と改めていただきたいなという気持ちがございまして、質問させていただいておりますけれども、いま1度、この2人以内ということに対しまして、ちょっと説明をお願いいたしたいと思ひます。

○市長

まず2人以内といたしましたのが、先ほど人事課長のほうが説明しましたとおり、今まさにポストコロナの後の時代を、この飯塚市が進化する「元気な飯塚市」になるために、さまざまな取り組みを実施しなければならないということが一つ。それから、これは本市だけでなく、いわゆる今後、国難とも言われる状況になるであろうと言われる少子高齢化に対する課題解決、そしてAI社会での格差拡大に対する対策・対応等々がございます。また本市の場合、公的病院としての役割を果たすことによって、市立病院をどう維持するか、その運営内容等々の見直し。また上下水道の老朽管や老朽施設の改修・改築。さらには、ごみ処理施設等の老朽化の課題解決も付随して、今後あるわけでございます。そのような問題解決の方向性、そして見通しができるまでは、少なくとも副市長2名というような体制でいくでしょうが、将来的にこのような急ぐ課題解決に一定の見通しができましたら、これが特別職全体でどう組替えていくのか等々についても、また再考していく時期が来るのではないかとというようなことも想定いたしまして、2名以内というようにさせていただきます。

それから今議員から御指摘がありましたとおり、今までは確かによく問題をこなしてきたというように振り返っております。皆さん御承知のとおり学校再編、交流センターの整備、新卸売市場の建設、または体育施設の統合、そして新築、さらには中心市街地活性化等々、これらについては全て有利な起債を活用しての事業です。起債の年限ぎりぎりに、何とか議会から御意見や、それから御理解いただいて実施してきましたが、その間、新たに組織を改編しまして、室を設けて緊急対応したり、また議会のほうでも特別委員会をことごとく設置していただいて、相互検討していただいてきましたが、今後、さらにやらなければならない問題が山積しておりますので、このような体制をとることで、よりスピーディーに市における必要な課題解決を図るとともに、職員の部次長、課長等の幹部職員が、特別職のほうに直接相談し、よりよい内容、より市民に寄り添える内容として事業実施ができるような体制としたいという思いからでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○松延委員

課長にお尋ねいたします。2人以内ということで、例えば定数2人とした場合に、そういうような副市長の在籍の期間が長かった。いろいろ議会に提案されて決まるまで、時間を費やすこともありますけれども、これは2人とした場合で、1人の場合の在籍が長くなったら、これは条例違反案としてどこまで強く問われるものなのでしょうか。そこのところをわかっていたら、教えていただきたいと思ひます。

○総務部長

今、質問委員から御指摘をいただいております、この条例案を上程させていただく以前に、当然、事前協議を行ったわけでございます。先進の事例も確認したところでございます。御指摘のとおり、2人副市長を置く場合に2人というふうに明記している自治体もあれば、2人以内という形で2人置いたり、あるいは2人以内としておって1人しかいないという自治体もご

ございました。2人置くということで、2人というふうにきちっと書くというのもこれも当然の御指摘であろうかと思えますけども、先ほど市長が答弁させていただきましたとおり、いろんな課題に対応していく中で、この特別職の編成等も、柔軟にという答弁が妥当かとは思えないんですけども、そういった形で、このような表現をさせていただいております。ただし、2人以内としておって1人で運営している自治体もあるのも事実でございますので、問題等はなかろうというふうに認識いたしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

2人ですね、片峯市長の2期目がスタートするに当たって、その意気込みは十分理解いたします。それは1人より2人いたほうが、部下は多いほうが、積極的に市長も動けますので、私もそういう体制づくりもいいと思っていたんですよ。市長の職務が、分散できるというか、市長が必ず出なくていいような会合には、副市長も、また2人おれば、一方がほかの仕事をやってもあてがえられる。これは大変いいことだと思うんですが、何点かお聞きしたいのは、たまたま議員定数削減をやろうということで、今28人の議員を次回の選挙では24人に、4人減しようということに決まっております。それが正しい正しくないは別にして、4人ということはそれなりの人件費、議員報酬ですね、は減額できるという、その趣旨が強いような削減案が通っております。本市も税収はなかなか上がりません。人口は下がっていく。それにまして、このようなコロナ禍ですが、副市長をふやすということはそれなりのコストがかかります。副市長の年収、退職金含めて、4年間になりますよね。4年間の総額、わかりましたら教えてください。

○人事課長

副市長1人当たりの4年間分ということでございますので、4年間分にしますと5980万円になります。

○小幡委員

年収一千数百万が4年間と退職金、5980万円はコストアップですよ。これに対して、提案なさる以上はコスト減はどのように考えてあるのか、お答えいただけますか。

○市長

まずは、このコロナ禍に見舞われる前までは、ここ3年ありがたいことに、飯塚市においては税収増で進んでまいりました。これは一定の取り組みの成果であろうと分析をしております。しかしながら、確かに先ほど御指摘がありましたとおり、今年度のコロナの影響による税収減、そして次年度、その翌年度ぐらいまでは厳しい状況も想定されるという現状であります。そのような中、元気な飯塚市、市外からも人が訪れたいような飯塚市に変貌を遂げることによって、地域の経済循環も、人の流れも、それから交流人口から関係人口、そして移住・定住というような人口増の流れもつくりたいと思ひまして、さまざまな取り組みを総合的に提案しているところでございます。いくつか御紹介しますと、周遊商業エリアの創生というものを挙げております。これは卸売市場の跡地を活用し、もしくは飯塚駅周辺整備とあわせて、そのエリアの活性化と周遊商業エリア、これJAタウンですとか、まちなか商店街だとか、イオンとかいうようなことの、総合的な共創と協働の実施ですが、このことにおいてのみでもさまざまな調整が必要でございます。また、文化面におきましても、嘉穂劇場の市による取得ということを表明しておりますので、新たなエンターテイメント施設として、本市有するコスモスコモンと嘉穂劇場とのコラボやすみ分けによる文化活動の活性化とそれによる人の流れの生み出し、さらには、現在、テニスコート、これはザ・リトリートがオープンいたしまして、今やすぐそばにあります県営テニスコートと合わせますと、テニスの面数、そして宿泊所を有するということでは、西日本一のテニスエリアと現在なっております。博多の森を抜いております。

そういうことについて、その活用をまさに図るとともに、その流れの中で新体育館完成を見越して、さまざまな大会、これアマチュア、プロにかかわらず、その誘致等々もですね、準備を進めていく必要があります。それによって大きなスポーツツーリズムの流れを本市に呼び込もうと思っております。さらには、何で今までこういうことが実現できなかったのか、私としては不思議でありませんが、ようやく、この3月には嘉麻市、桂川町、飯塚市による近隣自治体との連携による広域観光が実現できるようになります。宿泊を伴う観光案内がやっと外に発出するようになりますが、これも絵に描いた餅にならないように、それが現実のものとして機能していくために、それも取り組んでいかなければなりません。

あと2点だけです、御辛抱ください。医療、教育についても、充実した地域医療連携体制や医療費の適正化、そして介護、看護の充実と適正化等々にも、今後しっかりと取り組んでいくとともに、健康なまちづくりによる健康長寿のまちとあわせて、総合的に本当に高齢になっても安心して住むことができるまちをどう絵を描いて、そして具現化していくかということも必要でございます。さらには、職と住の一体化、これは八木山バイパス4車線化、それからきょう後で報告がありますが、将来的には地下鉄沿線による人の流れを呼び込めるような環境設定の中で、働く場所と住まいとともに提供できるような飯塚市に変えていくための取り組みも進めていかなければなりません。これ、10年後、15年後のためにでございます。そのようなことをですね、円滑に実施できるならば、今御指摘があり、そして総務部長、人事課長が答弁しましたような必要経費は十分に補えるものだというように確信をしているところでございます。

○小幡委員

市長の意気込み、今からの重責、いろんな解決しなければいけない案件がたくさんあるのは十分に理解します。それで2人体制をといることを望まれているというのわかります。ただ、コストは5980万のお金があるんですね。これに対して、今の組織的にコスト減を考えてあるのかという質問に対しては考えてないということですよ。5980万円投資しても、それなりの費用対効果が出るよという判断でしょう。申し訳ないけど、単純に5900万円払うなら、新人を10人ほど雇えるという考えも逆にあるわけですね。ごめんなさい、4年間だから10人にならないか。先ほど市長が、病院とか上下水道とか、ごみ処理場、今から改装したり改築したり建て替えたりとかいうのが出てくるのもわかりますが、それはそれですみ分ければ、企業管理者がちゃんといますよね。学校教育も教育長が頭で組織化はできております。もう1人ふやす、今は1人では駄目だという的確な理由というのがあります。2人ふやせばこうなる、1人は駄目だと。2人おるということは、1人にこういうことをやってもらいたい。もう1人はこういうことをやらずんだという、我々が「なるほどな」というような考えがあったら、もう1度お願いしたいんですけども。

○市長

提案するからにはですね、今御指摘のようなことは、私自身の中では構想として持っております。まずは概要だけお示しさせてください。市には御存じのとおり、今ありました企業局、そして教育委員会と別に副市長が管轄する各部があります。2人制になりましたら、まずより機能的にするために、部の統括をする副市長、これらの部を統括する副市長というような、これ決裁規定の関係もありますし、まず基本的な区分を明確にしようと思っております。さらには先ほど言いましたような、大きな課題解決の担当をA、Bどちらの方に担っていただくのか、そういうところも明確にした上で取り組みを進めたいと思っておりますし、そうすることこそ機能化につながると思っております。ただ、どちらがどういうふうな担当課ということにつきましては、すみません、26日の議決をいただいて、当事者の方々と打合せをした上で、そこは固めていきたいと思っておりますので、4月以降にこのような組織の考え方でやりますよということ、議会のほうにもお示しをさせていただきたいと思っております。

○小幡委員

2人体制になれば、市長としての構想はあるんでしょう。今まで1人でやってきましたよね。1人ではできなかった、もしくはこれ1人じゃ無理かなど、今後の4年間も。こういったところが市長としては、これは無理だなというところがあるんでしょうか。

○市長

先ほど松延議員の御質問にもお答えしましたとおり、これまで合併後を振り返ってきまして、これも率直に述べさせていただきます。学校再編についても、特例債が幸いにも延長になりましたので、何とか対応できました。実を言うと市庁舎も同じでございます。もし、国の定める期限内でしたら、恐らく本市の財政状況を考えると実施できなかったらと思うています。体育施設についても、新卸売市場についても同様でございます。全てが起債の年限りぎりの状況でしか実施できてこなかった。幸いにも実施できる見通しがありますから、ほっとはしているところですが、このような行政運営で果たしていいのだろうかというように思っています。そしてまた、それぞれについても、専門の室等を臨時に設け、問題解決の見通しがたったところで、その室を解散しというようなことを、合併4、5年後からずっと繰り返しをしてきたところでございます。この時点でも既に2人制等々で対応しておけば、それ以外の市の情報発信の円滑化、デジタル化や国際化についてももっと進んでいたのではないかなというように、私も4年間預かりましたから、その反省も踏まえながら、振り返っているところでございます。

○小幡委員

そういった不備をもっと円滑化、成果を上げたいということでしょう。登用に当たっては、一般的に民間人からの登用とか、県、国からの出向で来ていただく。特に条例が2人以内ですから、4年後に1人に戻る可能性もあるし、また2人で行く可能性もある。この4年間、市長の任期の4年間を2人体制にしたときに、やはりしっかりとした目的を、その任命されるであろう副市長に与えて、費用対効果を上げてもらわなくては、やはり市民から言わせれば5980万円余計要るんですからね。そういった条件下において、同じ職員の数、キャパがありますよね。この中から、ただ副市長に上げただけだと、発言権とか決定権というのは、もちろんつきますけども、要は同じザルの中で同じ人をただ格上げする考えなのか、やはり新しい血を、新しい考えを、今言ったような国、県、もしくは民間から投入して、本市を活性化させるのか、そういった考えは、市長としては、どのような考えをお持ちでしょうか。

○市長

人選に関わることでありますので、極めて現時点ではお答えしにくい内容ではありますが、概要だけでも、ぜひ、この機会に、私の考えを述べさせていただきます。実を言うと、今、質問者がおっしゃっておりますようなですね、諸条件での人選で悩みました。県のほうの方で、実はこの方というような方もいらっしゃいましたが、その方にできる仕事を考えたとき、それは副市長というポジションではなく、課題解決の何々室の室長としてお迎えしたような方も実はいらっしゃって、昨年10月、11月ごろ県と交渉しましたが、やはり私どもすばらしいなと思うような方を、県は手放してくれませんでした。それで誰でもいいというわけではありませんから、断念をいたします。それは副市長ということではなく、うちがぜひやりたいと思うところで、外からのということで考えます。それから民間という方についても、個人的にイメージして考えましたが、市のですよね、行政としての継続性や、今の本市における、先ほどからすいません何度も言っていますが、このコロナからの市民生活や地域経済を、急ぎ立ち直らせるだけの行政運営こそが急務だというように思いましたので、それにはやはり行政がわかった人こそ、この時期だからこそ、最適だというように最終的に判断しまして、後日提案させていただくよう準備しております。この程度で御了承願います。

○小幡委員

そうですね。人事に関わることでありますから、これ以上は聞きません。今、市長の意気込みを聞

いてね、2人体制にする趣旨はよくわかりました。条例ですからね、条例はいいですよ。2人以内でつくるのはね。将来、選任された人が適任者かどうかで、また判断いたしますけども、今言いましたとおり、議員削減も行って少しでも経費を削減しようという努力はやっております。その中で、やはり5980万円、6千万円近いお金をその方に投じるんだから、それ以上の費用対効果が、市長はあると見込まれて人選されるんでしょうけども、そこだけ最後、その人物に6千万円近く突っ込んでも、4年間、本市としては、それ以上の効果が十分出るという自信が、市長、おありですか。

○市長

このような発言の機会をいただいて、むしろ感謝しております。この4年間、私のイメージしている方については、これ私が言うべきことかどうか、それは違うんじゃないかという御指摘もあるかもしれませんが、この4年間はもちろんのこと、そのあとに続く飯塚市の発展にも寄与していただけるものであるというように確信をしております。

○小幡委員

市長が確信されているということですね。任命権者ですから、絶対と自信を持って推薦されると思います。でも4年間やはり、逆の状態も起こりうるのでね、それはやっぱり市長として、しっかりその任命した新しい副市長を指導するというのはおかしいけども、フルに働いてもらうように御指導を願いたいと、ここは要望ですけどね、いろいろ人事に関わることで、これ以上は聞きませんが、それに伴って要望になりますけど、やはり6千万円近く投資するんですから、それだけの費用対効果もしくは市全体としてのコストダウンは別途、やはり考えられて、また議会も協力しますので、その点、市長もコストダウンの部署なりね、しっかりとまた教育されて、減額できるところは減額していただきたいという要望をつけ加えておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

採決いたします。「議案第22号 飯塚市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第23号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第23号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明を行います。

議案書の11ページをお願いいたします。昨年10月に出されました人事院勧告に基づき、国家公務員の給与の改定が行われましたので、これを参考にして、本市職員の期末手当を昨年12月議会において0.05月分減額する専決処分の報告をさせていただきました。

今回の一部改正におきましては、減額した期末手当0.05月分の支給率におきまして、令和3年度以降の支給割合を規定するものでございます。

その内容としましては、令和3年度の正規職員の支給率におきまして、12月期に減額いたしました0.05月分を、6月期と12月期の2回に分けて、6月期の支給率100分の130月分を0.025月分減額して100分の127.5月分、12月期の支給率100分の125月分を0.025月分増額して100分の127.5月分とし、12月期で減額した

0.05月分を6月期と12月期で年間を通して減額を行うものでございます。

また、附則につきましては、職員の支給率改定に伴い、市議会議員・市長・副市長・教育長・企業管理者の支給率について所要の文言の整理をするものでございます。

昨年度の職員の期末手当の減額における専決処分におきましては、議会を開催する暇がなく、やむを得ず専決処分をさせていただきましたが、この度の条例の一部改正におきましても令和2年度における人事院勧告による内容のものではありませんでしたが、施行開始が令和3年4月1日施行となるため、今回の条例案の提出となっております。

以上、簡単でございますが、議案第23号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

すいません。ちょっと勉強不足でよくわからないんですけど、0.05下げて、また0.05戻しますよね。年間通しては変わらないんでしょう。何でこうなるか、教えてください。

○人事課長

もともと0.05月分を減額するというのを12月議会で、12月分の賞与を減額0.05月分していました。今回の条例改正につきましては、0.05月分を6月期と12月期の2回に分けて減額するものということになりますので、一括して0.05月分減額するのを、2回に分けたということになりますので、6月期が0.025月分の減額、冬が本来、12月分は0.05月分を減額しておりましたけども、0.025月分だけが戻るという形で、年間通せば同じことになっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

採決いたします。「議案第23号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第24号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第24号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例」につきまして、補足説明を行います。

議案書の15ページをお願いいたします。この条例は新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に対して行う作業、又はこれに準ずる作業に従事した職員に対する手当の支給を行うため、特殊勤務手当に関する条例の制定を行うものでございます。

なお、特殊勤務手当の種類としましては、防疫等作業手当とし、作業に従事した日1日につき4千円を超えない範囲内で規則に定める額を支給するものとしております。

以上、簡単でございますが、議案第24号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中武春委員

議案第24号ですね、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための、要す

るに特殊勤務手当に関する条例について、いくつか質問したいというふうに思いますが、これを見てみますと、一応上限が4千円というふうになっております。規則に定める手当の金額の支給基準というのは、どのように想定しているのか、教えてください。

○人事課長

想定でございますが、手当金額の基準につきましては、福岡県及び県内の他市の状況を確認して、県の基準に合わせる方向で想定しております。具体的には、病院に入院できない軽症患者等の宿泊施設において従事する作業といたしまして、新型コロナウイルス感染症の軽症患者の身体に直接接するような作業等におきましては、1日当たり4千円。軽症患者の利用した物件の処理や生活支援等の作業におきましては、1日当たり3千円。また、感染症の疑いのある者に対して従事する作業としまして、感染症の疑いのある者の移送におきましては、1日当たり2千円。感染症の病原体が付着した物件や付着の疑いのある物件等の処理や消毒作業におきましては、1日当たり1500円というように、作業に応じて手当金額を制定することを考えております。

具体的な作業としましては、軽症患者等に対する作業では、宿泊施設で介助が必要な場合や宿泊施設の消毒や清掃作業などが該当すると考えております。また、感染症の疑いがある者等に対する作業では、交通手段のない方の地域外来・検査センターへの送迎や、検査後、陽性の場合に行う車両の消毒などが該当するというふうに考えております。

○田中武春委員

そうすると、上限が1日当たりだから、1日1回しようが、5回しようが、日当たりだから、例えば1500円なら1500円。5回しようが、10回しようが、1回行けば1500円ということですね。

次に、この条例ですけれども、市の特殊勤務手当というふうになってはいますが、本市は4月から会計年度任用職員が入っておりますけれども、この会計年度任用職員についてですね、この手当の支給対象というふうになるのでしょうか。

○人事課長

本条例を制定することによりまして、会計年度任用職員につきましても支給の対象となります。しかし、従事する作業内容を考えると、従事する職員は正職員とし、会計年度任用職員を作業に従事させることは、現状では考えておりません。今後の本市の新型コロナウイルス感染状況等により、従事が必要な場合となることも考えられるため、同様の金額を支給できるものとなっております。

○田中武春委員

現在、飯塚市が行っている新型コロナウイルス感染対策で、当該手当に当たる作業というのは、具体的にどのようなものがあるのでしょうか、教えてください。

○人事課長

現在、本市で行っております事業としましては、当該手当に該当する作業としましては、福祉部門で実施しております地域外来・検査センターへの移動手段がない市民の方を対象とした送迎サービスが該当作業として考えられます。

○田中武春委員

今課長の答弁ですと、送迎サービスを職員が行うことということで、感染症ですから、それに対する、安全に対するですね、作業するためのマニュアル等は整備されているのでしょうか。

○人事課長

福岡県の保健所のほうでは、コロナに感染したことが確定した方を病院やホテルに運ぶ作業を行っております。飯塚市で行っている送迎サービスは、県の保健所の作業内容をお聞きして、飯塚市の行政アドバイザーである飯塚病院の感染症科の先生や、市立病院の管理者、保健所の保健官の意見をいただいた上でマニュアルを作成し、車内の空間の感染症の疑いのある者と、

職員とが別になるよう感染対策を施した車両を使って送迎を行っております。

○田中武春委員

今後、またワクチン接種もですね、集団でしますけども、ちょっと遅れていますけども、多分、職員が協力しながら対処していかないと厳しい作業になろうかというふうに思っています。その作業に当たる職員がですね、感染症ですから、不安がないように、ぜひその辺の体制整備とか作業マニュアルとか、そういうのをきちっとつくっていただいて、安心して職員が作業できる体制を、最後に要望したいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

3点教えてください。この従事する職員は、所管はどこが主にやるんですか。

○人事課長

今現在、飯塚市で実施している部分につきましては、基本的に福祉部が中心になるかというふうに考えております。県のほうからの要請がありました場合につきましては、また人事課のほうで人選したいというふうに考えております。

○小幡委員

基本、福祉部ですね。福祉部の職員さんがそこに行きますね。そういう作業をなされるんでしょうけども、感染者を扱うんだから、その職員が感染したときの、飯塚市の補償は、職員に対する補償は、何か考えてあります。

○総務部長

質問委員言われますように、この作業につきましては、非常にそういった感染のリスクが大きい作業になることは予測されますが、当然、その業務に当たるに関しましては、万全の体制と申しますか、防疫体制、対応が全て整った上で対応させるようにしておりますので、例えばその職員が罹患したからといったの補償云々というものにつきましては、現在考えておりません。

○小幡委員

今現在、考えてないであろうけど、仮にゼロじゃない。万が一感染したら、やはり2週間以上は休まなければいけないでしょうし、病院にかかったり、もしくはホテルに待機したり、いろんな措置をなされると思うので、今は考えてないでしょうけど、今後、やはり補償に対しても考えてあげてください。そうしないと、行く人に安心感を与えてね、責任感で行くんでしょうけども、やはり安心感を与えるのも大事だと思いますので、その点、部長よく考えてください。よろしくをお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

採決いたします。「議案第24号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第25号 飯塚市企業版ふるさと応援基金条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総合政策課長

「議案第25号 飯塚市企業版ふるさと応援基金条例」について、補足説明いたします。

議案書の17ページをお願いします。本条例案につきましては、本市を応援したいという思いを持って寄附された企業からのふるさと応援寄附金について、寄附企業の思いを反映したまち・ひと・しごと創生事業に活用し、魅力あるまちづくりを推進することを目的として、飯塚市企業版ふるさと応援基金を設置するものでございます。

具体的な条文につきましては、今申し上げました設置目的を第1条に規定し、第2条以下に、他の基金条例と同様、積立額、管理方法や運用方法等に関する規定を行っております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

2、3点ちょっと教えてください。応援基金をつくるんですね。そういう条例なんですけども、これは企業からの寄附でしょう。企業からの寄附、質疑が出ていましたけれど、過去3年間の企業からの寄附の総額、もう1度教えていただけます。

○総合政策課長

平成30年度が5社からで合計365万円。令和元年度が1社からで100万円。令和2年度、今年度が1社から1千万円、合計1465万円となっております。

○小幡委員

元年までの実績はこういった金額ですよね。これから企業からの寄附が仮にふえていくとした場合に、この基金を運用、活用するということですけども、この第3条の2項、最も確実に有利な有価証券に変えることができると標記しておりますけど、ここで想定されている有価証券は、こういったものを想定なさっているのでしょうか。

○総合政策課長

今質問委員言われます有価証券につきましては、主に国債を活用しているような形になります。

○小幡委員

国債に変えることもできるということですね。現金でしょうから、積み上がってきますよね、その基金が。その基金を設定する以上は、何に使おうという、その基金をね、有効に使うんでしょうけど、いくつか目的があるから基金を設置するんでしょうけども、こういうものに使いたいという考えがあれば、教えてください。

○総合政策課長

こちらの企業版ふるさと納税のこの制度につきましては、自治体において地域再生計画というものを作成して内閣府から認定を受けることで、企業からいただいた寄附を自治体で活用することができるのですが、活用できる部分につきましては、本市の場合、第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略の目的に資する事業に、そこにしか寄附を活用できないということになっております。

○小幡委員

そうですね、まち・ひと・しごと創生寄附に活用するということですね。これ以外には一般財源化して使うというようなことはないということでしょうか。

○総合政策課長

ございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

採決いたします。「議案第25号 飯塚市企業版ふるさと応援基金条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市地域情報化計画中期個別施策について」報告を求めます。

○情報政策課長

飯塚市地域情報化計画中期個別施策についてご説明いたします。

資料の4ページをお願いいたします。本計画は、本市における情報化施策を総合的かつ体系的に推進するため、平成30年3月に策定したもので、平成30年度を初年度といたしまして、最終年度を「第2次総合計画」と同じく令和8年度とする計画となっております。

また、計画を3年度ごとに前期、中期、後期に分けて進捗管理を行うとともに、施策の進行状況、評価、並びに市民ニーズ、社会情勢の変化や情報化技術の進展に柔軟に対応するため、前期及び中期の最終年度に、必要に応じて計画の見直しを行うことといたしており、本年度が前期の最終年度となりますことから、具体的な情報化施策であります個別施策について見直しを行ったものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。ここでは、見直しの趣旨について記載をさせていただきます。

続きまして、16ページをお願いいたします。個別施策につきましては、施策の重要度や取組の時期、進捗等に応じ、重点施策、推進施策、調査研究施策に分類をいたしております。

次の17ページから35ページにかけて、前期の「個別施策」の項目、施策に基づきます事業の実施状況及び見直し後の「個別施策」を記載させていただきます。

なお、個別施策の見直しにあたりましては、内部組織でございます情報化推進会議及び電子計算組織運営委員会で協議を重ねますとともに、外部委員により構成されます飯塚市地域情報化計画推進委員会のご意見もいただいております。

また、昨年12月中旬から本年1月中旬にかけて1カ月間、市民意見募集を行ったところではございますが、残念ながらご意見は寄せられておりません。

今回の見直しにつきましては、国におけるデジタル化の動向や新型コロナウイルス感染症などの感染症の発生等を踏まえまして、行政手続きのオンライン化をはじめとするさまざまな分野でのデジタル化を推進することで、市民や事業者の利便性の向上を図ること、並びにデジタル化によって得られたさまざまなデジタルデータを用いてAIやRPAなどのICTを効果的に活用したスマート自治体を実現することに主眼を置いたものとなっております。

以上、簡単でございますが、飯塚市地域情報化計画中期個別施策についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「電子入札における電子くじの実施方法について」報告を求めます。

○契約課長

電子入札における電子くじの実施方法について、御手元の資料に基づきまして御報告をさせ

ていただきます。令和3年4月から導入することとしております電子入札では、予定価格内で同額の応札者が複数いた場合、電子くじにより落札候補者を決定することとなりますので、その概要について説明をいたします。

資料の1ページをお願いいたします。まず、電子くじに利用される情報についてでございますが、入札書提出日時、くじ入力番号、乱数の3つの項目を利用いたします。まず、入札書提出日時とは、応札者による入札書が電子入札システムに正常に格納された日時のことでございます。次に、くじ入力番号とは、応札者が入札書提出時に入力する3桁の任意の番号でございます。電子入札参加者はシステム上で入力を行いますが、紙での入札も併用いたしますので、紙での入札参加者は入札書にくじ入力番号を記載する形で提出し、契約課担当者が開札時にくじ入力番号としてシステムに入力をいたします。もし、くじ入力番号が未入力、未記載の場合については「000」として取り扱うことといたしております。最後に乱数でございますが、これは入札書の受付時に電子入札システムが自動付番をしますランダムな3桁の数字となります。仮に業者同士が示し合わせて、入札書提出日時とくじ入力番号を揃えたとしても、ランダムな数字が加算されることにより談合等の不正を防止できる仕組みとなっております。

次に、抽選方法について御説明いたします。まず、それぞれのくじ対象者のくじ入力番号と乱数を加算し、その結果の下3桁をくじ番号といたします。次に、くじ番号を全て加算いたします。加算されたくじ番号を対象者の数で除算をし、このときの余りの値が当たり番号となります。くじ対象者は、入札書提出日時の昇順に0から応札順序を付番いたしますが、紙入札参加者は電子応札者の後の順番とし、紙入札参加者が複数いた場合については、名簿登載順で応札順序を設定することとしています。その結果、当たり番号と応札順序が一致する業者が落札候補者となります。

説明だけではわかりづらいと思いますので、資料をもとに例をお示ししまして、説明させていただきます。資料の2ページをお願いいたします。上段の例1でございますが、3者が応札し、全者同額の場合でございます。①でお示ししておりますとおり、まず各業者のくじ番号を算出いたします。入札書提出時にくじ入力番号と乱数を加えたくじ番号はイ業者が234、ア業者が678、ウ業者が1122となりますが、値が4桁となった場合については、下3桁で計算いたしますので、ウ業者は122となります。次に②でお示ししておりますとおり、各業者のくじ番号の合算値を対象業者数で割ります。この場合は、 $1034 \div 3 = 344$ 余り2となりますので、応札順序が2番目のウ業者が落札候補者となります。

次に下段の例2でございますが、この場合は5者が応札し、そのうち2者は紙入札で、紙入札の業者を含む4業者が同額の場合を例として挙げております。①でお示ししておりますとおり、まず各業者のくじ番号を算出いたしますが、紙入札で提出のア業者、エ業者は、電子応札者の後となりますので、入札書提出順にくじ番は、オ業者が746、ウ業者が810、ア業者が下3桁で866、エ業者が下3桁で100となります。次に、②でお示ししておりますとおり、各業者のくじ番号の合算値を対象業者数で割りますと、 $2522 \div 4 = 630$ 余り2となりますので、応札順序が2番目のア業者が落札候補者となります。

既に電子入札を導入している自治体においては、ほぼ同様の形で電子くじを実施しておりますが、これまでの本市のくじ実施方法とは大きく異なりますので、今後、市ホームページへの掲載や、入札の通知の際にあわせて内容を送付するなどして、業者の皆様に対し十分な周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、電子入札における電子くじの実施方法についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○小幡委員

すいません。ちょっと理解不足で教えてください。事例1、3者が応札した場合を見ますね。

そのときに、各業者のくじ番号の合算値を対象者数で除す。要は1034を3で割ったんでしよう。そうすると344.6666・・・になる。この余り2とはどういうことかわからないんですけど、教えてください。

○総務部長

除算をするんですけども、今質問議員が言われる小数点以下の概念はございません。整数の段階で、3者で割りますので、そうなればきっちり割り切れるか、余りが1か2になりますので、0、1、2で当選者を決定するというふうになります。ですので、余りの数字がいわゆる当確者を示す数字になります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「福岡市地下鉄福岡空港駅・JR九州長者原駅接続促進期成会の発足について」報告を求めます。

○総合政策課長

「福岡市地下鉄福岡空港駅・JR九州長者原駅接続促進期成会の発足」について報告いたします。

資料をお願いいたします。1の期成会設立までの経緯については、主な事項のみを掲載しておりますが、本件につきましては、平成28年7月に飯塚商工会議所を中心として結成された民間団体等で構成する協議会が設立され、当時の齊藤市長宛てに要望書が提出されたことから端を発しております。その後、行政側としましては、福北ゆたか線沿線自治体を中心に事務レベルでの意見交換などを進め、その間、筑豊地区及び糟屋地区双方で民間の協議会が設立されるなどの動きがございました。

平成30年に入りまして、資料に記載のとおり、民間の協議会が中心となって署名運動が展開され、10万人を超える署名と共に、福岡県や県議会、福岡市に対し、接続促進に係る要望書が提出されております。また、昨年1月には、多くの市議会議員の皆様のを取りまとめ、本市議会議長から片峯市長に対し、期成会の設置及び関係機関への要望活動などを求める要望書が提出され、受領いたしております。その後、今年度に入り、篠栗町をはじめとする糟屋地区と事務レベルでの協議や情報交換などを数回行うとともに、筑豊地区の沿線自治体の本市を含めた2市3町、本市・直方市・小竹町・鞍手町・桂川町での協議、調整を行いまして、糟屋地区と筑豊地区の市町からなる「福岡市地下鉄福岡空港駅・JR九州長者原駅接続促進期成会準備会」を立ち上げ、令和2年12月1日に、福岡県知事や福岡県議会議長等に対しまして、地下鉄接続の早期実現に向けた積極的な検討を求める要望書を提出いたしております。

このような動きを経て、令和3年2月19日に、資料に記載しておりますとおり、糟屋地区の6町及び筑豊地区の2市3町を構成会員とする期成会を設立いたしております。なお、期成会の役員といたしましては、会長を篠栗町長、副会長を片峯市長、監事を宇美町長及び桂川町長としております。

参考として、資料の2ページに期成会の規約を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

期成会の要望活動につきましては、2月22日に、昨年12月と同じく、福岡県知事や福岡県議会議長等に対しまして、接続実現に向けた調査費用の県予算の計上や県による調査実施等を求める要望書を提出いたしました。その際の要望書につきましては、資料の3ページに県知事宛て、4ページに県議会議長宛ての要望書を添付しております。

最後に、期成会の今後の活動につきましては、事務担当者レベルでの勉強会、また必要に応じて要望活動を実施するなど、福岡市地下鉄福岡空港駅とJR九州長者原駅の接続実現に向け

た取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「入会権確認等請求事件について」報告を求めます。

○財産活用課長

入会権確認等請求事件につきまして補足説明を行います。

鹿毛馬市有土地に対する「入会権確認等請求事件」につきまして、令和3年3月3日付けで福岡地方裁判所飯塚支部より判決が言い渡されましたので、その内容についてご報告いたします。資料「入会権確認等請求事件について」をお願いいたします。

判決内容は、主文として、1 第1事件原告らの請求をいずれも棄却する。

2(1) 原告鹿毛馬区及び原告自治会の各訴えのうち、各土地について共有の性質を有しない入会権を有することの確認を求める訴えをいずれも却下する。

(2) 原告鹿毛馬区及び原告自治会のその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は原告らの負担とするとなっております。

本請求事件の内容とこれまでの経緯をご説明いたします。平成26年6月11日付けで原告梅田親義外2名が市を被告として提訴した平成26年(ワ)第101号、平成27年12月22日付けで原告鹿毛馬区が市を被告として提訴した平成27年(ワ)第167号及び同日付けで原告鹿毛馬区自治会が市を被告として提訴した平成27年(ワ)第168号について、同様の請求内容でございますが、飯塚市鹿毛馬地内にある168筆約204万平方メートルの旧穎田町及び旧穎田村名義の土地について、共有の性質を有しない入会権を有することの確認、不当利得1500万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から完済に至るまで年5分の割合による金員の支払い並びに訴訟費用は被告の負担とする判決を求めたものです。

結果としまして、令和3年3月3日に福岡地方裁判所飯塚支部より「原告らの訴えはいずれも不適法であるからこれを却下することとし、各請求はいずれも理由がないことから、これらを棄却する」という判決が言い渡されておりましたが、令和3年3月15日付けで、原告から裁判所に控訴状の提出がっております。

以上、簡単でございますが、入会権確認等請求事件についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

正副委員長を代表いたしまして一言ご挨拶を申し上げます。この委員構成での委員会は、本日が最後となる予定でございます。委員の皆様方、また執行部の皆様方のご理解、ご協力をいただきまして、無事、委員長の責務を務めることができました。この場をお借りいたしまして、御礼申し上げます。ありがとうございました。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。